

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年10月11日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府	
3. 市区町村名	八幡市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	70-2	
6. 独自利用事務の対象者	産後ケア事業対象者	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和6年9月20日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	16	
10. 保護評価書の名称	母子保健事業に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=6000020262102&kk_name=%E5%85%AB%E5%B9%A1%E5%B8%82&ev_name=%E6%AF%8D%E5%AD%90%E4%BF%9D%E5%81%A5%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E3%81%AB&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=7&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=7&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 八幡市長

妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	妊産婦又は乳幼児に対する健康診査等の実施又は費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	70	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	96	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第7の項 妊産婦又は乳幼児に対する健康診査等の実施又は費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号) 第一条	八幡市産後ケア事業実施要綱(平成31年八幡市告示第18号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図る)ため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、(母性並びに乳児及び幼児)に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。	この要綱は、(心身のケアや保健指導を必要とする産婦)に対し、助産師等が(保健指導等のサービスを提供する)産後ケア事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		八幡市産後ケア事業実施要綱